

10 情報公開・説明責任

[現状の説明](評価の視点10-から10-3)

(情報公開・説明責任)

10-1 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。

(1) 情報公開の媒体・方法について

法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する適切な情報公開については、以下の媒体・方法により実施している。

毎年度法科大学院案内を発行して、法科大学院入学希望者を中心に配布しており、また求めがあれば広く社会に配布できる体制を整えている。

神奈川大学の公式ホームページからリンクを張る形で、法科大学院の独自のインターネットサイトを開設し (<http://lawschool.kanagawa-u.ac.jp/index2.html>)、社会に本学法科大学院に関する情報を提供する体制を整えている。

主として本学法科大学院に進学を希望する者を対象として、本学法科大学内における個別説明会を適宜開催し、さらに新聞社主催(朝日新聞社・読売新聞社)のいわゆる合同説明会にも積極的に参加し、進学希望者に対する資料配布および質疑応答によって情報提供を行っている。

(2) 情報公開の範囲について

上記の媒体・方法により、(1)法科大学院の設置趣旨(「地域に根ざした法曹」「地域との相対性において国際化に対応できる法曹」「地域行政に通じた法曹」)、(2)カリキュラムと講義内容(教育課程表、シラバスおよび履修モデル)、(3)教員の専門領域業績及び担当授業科目、(4)サポートと施設・設備、(5)入学試験関係・就学支援の概要(問い合わせが多い項目については「FAQ」形式で情報提供している。)、(6)公開の講演会・シンポジウムの開催情報、(7)法律相談(リーガルクリニック)の実施情報、をそれぞれ提供している。

(3) リーガルクリニックの実施に関する広報について

さらに、リーガルクリニックの実施については、地域社会にその概要を広報する特別な措置を執っている。すなわち、法科大学院棟入り口付近に「無料法律相談」の看板を設置し、また随時新聞広告等のメディアを通じて市民に情報提供をしている。相談に訪れる市民のほとんどは、これらの媒体により本学法務研究科の活動を知ったとのことである。

10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程および体制は整備されているか。

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制については、神奈川大学広報課を窓口とし、同課職員と本学法務研究科の広報担当教員が協同して広報・情報公開を行っている。そのため、法務研究科独自の情報公開規程は現時点では存在していない。

一方で、神奈川大学には大学全体を対象とする神奈川大学個人情報保護の取扱いに関する規程が存在し、在学生等の個人情報に関しては同規程によって外部への公開を制限している。

10-3 現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているか。

現在実施している情報公開の説明責任の充足度については、他の法科大学院の法科大学院案内およびホームページを逐次参考にしつつ情報公開の拡充に努めており、おおむね社会的要求を満たす水準となっているものと考えている。

[点検・評価(長所と問題点)](評価の視点10-から10-3)

法科大学院のホームページについては、外部業者に管理を委ねることなく法科大学院内のオペレータが管理しているため、**法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する適切な情報公開**について修正・拡充を求められた場合でもほとんどコストをかけることなく短時間で対応できる点で、**学内外からの要請による情報公開のための体制**としては優れていると考えている。

このサイト管理体制自体に目立った問題点はみられないが、公開すべき情報についてはさらに内容を充実させる余地が残っている。この点、本学法務研究科を卒業した司法試験合格者が法曹としてどのように活動しているのかという点に焦点を合わせた情報の拡充などが求められていると認識している。

また、法科大学院独自の情報公開基準が未だ策定されていないことは問題点であると認識しており、この策定に早急に着手する必要がある。

現在実施している情報公開の説明責任の充足度については、これまで外部から特段の情報公開の請求・拡充の要求を受けたことはなく、おおむね社会的要求に沿った情報を公開できているものと思われるが、上記の視点からさらに情報の明確化に努める必要性を感じている。

[将来への取組み・まとめ](評価の視点10-から10-3)

法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する適切な情報公開については、さらに情報のバリエーションを増やしつつ内容の正確性の確保・明確化に重点をおいた拡充を目指し、**現在実施している情報公開の説明責任の充足度**をさらに向上させることとする。

特に、リーガルクリニックの実施は本学法務研究科が社会に果たす重要な任務の一つと認識しており、法律相談を必要とする市民に対して本学法務研究科の活動をさらに広く周知すべく、恒常的かつ特別の広報・情報公開を行う必要性を感じており、リーガルクリニックの広報に特化したリーフレットの作成・配布を計画している。

学内外からの要請による情報公開のための体制に関し、法科大学院独自の情報公開基準の内規については、2007年度中に作業を開始し、2008年度内の策定を目指す。